

○厚生労働省告示第三百四十八号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示策百七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例による。

平成三十年十月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。</p> <p>一 診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号及び第三号において同じ。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十八万点以上のも</p> <p>二 診療報酬明細書のうち診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一区分番号K514―4、K514―6、K605―2、K605―4、K697―5又はK697―7に掲げる手術を含む診療に係るもの</p> <p>三 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のも</p> <p>四 歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が二十万点以上のも</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。</p> <p>一 診療報酬明細書（歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数）が四十万点以上のも</p> <p>(新設)</p> <p>二 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のも</p> <p>三 歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が二十万点以上のも</p>